

車体発2022第287号
2023年3月31日

厚生労働省
労働基準局安全衛生部安全衛生課 殿

一般社団法人 日本自動車車体工業会
中央技術委員会 テールゲート技術分科会



テールゲートリフター昇降作動時における人の搭乗禁止について

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当工業会の事業運営に対して、ご指導とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在テールゲートリフターの使用方法について議論されておりますが、テールゲートリフターは荷役省力装置であり、下記理由により大部分の製品において昇降作動時における人の搭乗を考慮した構造となっております。

- ①荷役の効率化(トラックの最大積載量ならびに昇降時のスピードを確保)のため、可能な限りの軽量化を図って製作しております。よってあくまで荷物を載せる安全率で設計しております。
- ②上記前提のため、人が乗った状態での昇降作動を考慮した評価を製品開発時に実施しておりません。
- ③数百Kgの荷物を人が支えて昇降する作業は、荷物転倒時における人の落下や挟まれるリスクがあると判断しております。

現状の装置については荷役省力装置として荷物の積み降ろし作業を安全に効率よく行うためのものとして製品化しております。今後、テールゲートリフターによる荷役作業については特別教育が義務化される予定と承知しているところであり、教育内容につきましても、上記の点についてご留意いただきますようお願いいたします。当工業会ならびに会員各社においても、テールゲートリフターが装着されたトラックにおける地面と荷台との間の昇降方法として、テールゲートリフターを中間位置で止め、ステップとして使用することについて、製品をご購入いただいたユーザー様に周知して参ります。

なお、近年では各メーカーより安全に関するオプションも多数リリースされており労働災害防止に向けた取り組みに力を注いでおります。

『安全第一』がすべての作業の基本であるということは皆様と共通認識でありますので、安全に使用するうえでのご意見・ご要望につきましては当工業会までお問い合わせをお願い申し上げます。

敬 具